**一般社団法人大学女性協会東京支部国際奨学金規程**

一般社団法人大学女性協会東京支部国際奨学金は、日本以外の高等教育機関に在学する女性に奨学金

を支給し学業を支援して、母国における女性の地位向上に貢献する人材を育成することを目的として、

2010年に設立されたものである。

（応募資格）

第１条　応募資格は日本以外の国籍を持ち、その国の高等教育機関に在学している女性とする。

（支給額、支給期間および募集人数）

第２条　奨学金は一人当たり年額4万円を上限とし、毎年学年始めに支給する。

期間は卒業するまでの正規在学期間とする。募集人数は2名以内とする。

（応募提出書類）

第３条　応募者は次の書類を提出しなければならない。

（１）氏名、国籍、住所、生年月日、本人写真、電話番号、メールアドレス、応募理由を書いた申請書。可能であれば在学する教育機関の推薦書。

（２）在学する教育機関の在籍証明書。

（３）日本における推薦者の氏名、住所、電話、メールアドレス、推薦理由を明記した推薦書。

（応募書類提出先）

第４条　応募書類は推薦者を通して、東京支部に提出する。

（選考結果通知）

第５条　選考結果は応募者と推薦者に通知する。

（奨学生の義務）

第６条　奨学生は次の義務を負う。

　　　（１）学年末には在学する教育機関が発行した成績表の写しと現況報告、卒業したときは１カ月以内に卒業証明書の写しを東京支部に提出しなければならない。

（２）転居、改名、転学したときは、東京支部に届け出をしなければならない。その際東京支部長は証明書を請求することができる。

（奨学金支給の停止）

第７条　奨学生が次のいずれかにに該当するときは、支給を中止または停止する。

（１）奨学金を必要としなくなったとき。

（２）退学・休学・留年・停学したとき。

1. 第６条の義務を怠ったとき。

（返還処分）

第８条　奨学金は原則として返還を求めない。ただし、奨学生が次のいずれかに該当することが判明した

ときは、既に支給された奨学金は返還しなければならない。

（１）偽りの申請その他不正の手段により奨学金を受けたとき。

（２）奨学金を目的以外に使用したとき。

附則　（１）この規程は2010年１月１日より、施行する。

　　　（２）この規程は2010年５月14日より、一部改訂し施行する。

　　　（３）この規程は2016年７月１日より、一部改訂し施行する。